

個人情報保護取扱特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特記事項が付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

2 契約中の個人情報の取扱いに関する規定が、個人情報保護取扱特記事項の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、個人情報保護取扱特記事項の規定が優先する。

(個人情報の保護に係る乙の責務)

第2条 乙は、この契約の履行に当たって、個人情報を取り扱う場合は、この契約書の各条項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(身分証明書の携帯)

第3条 乙は、甲の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、乙が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、委託業務の処理に関して知り得た秘密（成果品及び設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）及び個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、委託事務に従事する者及び従事した者に対し、前項の義務を遵守させなければならない。

(調査等)

第5条 甲は、乙の委託事務の処理状況について、甲の職員に調査若しくは監督をさせ、又は乙に説明、資料の提出若しくは定期報告を求める等の必要な指示を与えることができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要求又は指示があった場合は、それらに従わなければならない。

(再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に報告し、承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

(複写・複製の禁止)

第7条 乙は、この契約に基づく事務を処理するため、甲から引き渡された原票、資料等を、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の加工、再生等の禁止)

第8条 乙は、委託事務の範囲を超えて、委託事務に係る個人情報の調査、分析等の処理過程で得られる付随的な情報の使用、当該個人情報の加工、再生等をしてはならない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第9条 乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（個人情報の適正な管理）

第10条 乙は、甲から提供された原票、資料等のうち、個人情報に係るもの及び乙が契約履行のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠し、入室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。

2 乙は、業務において日常的に操作する端末以外の機器を用いて、個人情報を取り扱う作業をしてはならない。

（搬送責任）

第11条 委託事務に係る甲から提供された原票、資料等及び乙が契約履行のために作成したそれらの記録媒体（次項において「記録媒体等」という。）は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

2 個人情報が記録された記録媒体等は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、定められた場所から持ち出してはならない。

3 前項の規定により、個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理、施錠した専用ケースの利用又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。

（事故発生のお知らせ）

第12条 乙は、委託事務の処理又は実施に際し事故が発生したときは、速やかにその状況について書面をもって甲に通知しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報の漏えい、滅失、毀損等であるときは、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（甲又は第三者に及ぼした損害）

第13条 前条に規定する事故によって甲又は第三者に対し損害を及ぼしたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の損害のうち第三者に対するものを甲が負担し、甲から当該負担分の請求があったときは、乙は、当該請求を拒むことができない。

3 第1項に定めるもののほか、委託業務の遂行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

4 前3項の場合その他委託業務の遂行に当たり、第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（事実の公表等）

第14条 第12条第2項に規定する個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生したときは、甲は、乙に対し、弁明の機会を付与するとともに、必要に応じて、その事実を公表することその他必要な措置を講ずることができる。

2 第5条第2項又は第12条第2項に規定する甲の指示に乙が従わないときは、甲は、乙に対し、弁明

別記

の機会を付与するとともに、必要に応じて、その事実を公表することその他必要な措置を講ずることができる。

(甲の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の委託事務の処理が不適当と甲が認めたとき。
- (2) 乙の責めに帰する事由により期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、既済部分の引き渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済業務部分に対する業務委託料相当額を乙に支払うものとする。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(記録媒体上の情報の返還及び消去)

第 16 条 乙は、委託事務が完了し、又はこの契約が解除されたときは、乙の保有する記録媒体上に記録された委託事務の処理又は実施に係る一切の情報を甲に返還するとともに、甲の同意を得て委託事務の終了後にすべて消去しなければならない。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、甲との協議の上、委託事務の処理に係る情報が記録された乙の保有する記録媒体を廃棄するときは、第三者に利用されることのないよう焼却、裁断、破壊等復元不可能な状態により処分しなければならない。

3 個人情報を取り扱った機器等の物理的破壊を行った場合は、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、甲から求めがあった場合は、書面により甲に対して報告しなければならない。

(注)「甲」は鹿沼市を、「乙」は受託業者を指す